

市営霊園管理事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号。以下「法」という。）、墓地、埋葬等に関する法律施行規則（昭和23年厚生省令第24号。以下「施行規則」という。）、千葉県霊園設置管理条例（昭和39年千葉県条例第42号。以下「条例」という。）及び千葉県霊園管理規則（昭和39年千葉県規則第27号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、市営霊園の管理等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市営霊園 千葉県桜木霊園（以下「桜木霊園」という。）及び千葉県平和公園（以下「平和公園」という。）をいう。
 - (2) 一般墓地 条例第2条第1項第1号及び第2項に規定する一般墓地をいう。
 - (3) 合葬式墓地 条例第2条第1項第2号に規定する合葬式墓地をいう。
 - (4) 桜木霊堂 条例第2条第1項第3号に規定する桜木霊堂をいう。
 - (5) 合葬式樹木葬墓地 条例第2条第2項第2号に規定する合葬式樹木葬墓地をいう。
 - (6) 管理者 法第12条に規定する管理者をいうものとし、条例第3条の規定により千葉県霊園指定管理者として同施設を管理する団体の中で、桜木霊園及び平和公園に勤務する所長の職にある者とする。
- (所掌事務)

第3条 この要綱に定める事務の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 生活衛生課

- ア 旧火葬場（桜木霊園火葬場）で火葬した焼骨の火葬証明の交付に関すること。
- イ 一般墓地の募集に係る第5条に規定する市営霊園墓地募集要領の策定に関すること。

ウ 一般墓地、合葬式墓地、桜木霊堂及び合葬式樹木葬墓地の使用料の賦課に関する事。

エ 一般墓地の墓地管理料の賦課、督促及び減免の決定に関する事。

オ その他千葉市霊園指定管理者に対し、権限を付与しない事務に関する事。

(2) 千葉市霊園指定管理者（桜木霊園）

ア 桜木霊園の一般墓地、合葬式墓地及び桜木霊堂の使用の許可に関する事。

イ 桜木霊園の一般墓地、合葬式墓地及び桜木霊堂の使用許可証の書換え及び再交付に関する事。

ウ 桜木霊園の一般墓地、合葬式墓地及び桜木霊堂の使用者の地位の承継に関する事。

エ 桜木霊園の一般墓地、合葬式墓地及び桜木霊堂の埋蔵・埋葬、収蔵及び分骨の証明に関する事。

オ 桜木霊園の一般墓地、合葬式墓地の焼骨（合祀室に埋蔵した焼骨を除く）並びに桜木霊堂の納骨壇及び納骨棚の返還に関する事。

カ 桜木霊園の一般墓地、合葬式墓地及び桜木霊堂の焼骨の埋蔵・埋葬、収蔵、分骨及び改葬に関する事。

キ 桜木霊園の一般墓地及び合葬式墓地の募集に関する事（市営霊園墓地募集要領の策定に関するものを除く。）。

ク 桜木霊園の一般墓地の管理料に関する事（賦課、督促、減免の決定の関するものを除く。）。

(3) 千葉市霊園指定管理者（平和公園）

ア 平和公園の一般墓地、合葬式樹木葬墓地の使用の許可に関する事。

イ 平和公園の一般墓地、合葬式樹木葬墓地の使用許可証の書換え及び再交付に関する事。

ウ 平和公園の一般墓地、合葬式樹木葬墓地の使用者の地位の承継に関する事。

エ 平和公園の一般墓地、合葬式樹木葬墓地、の埋蔵及び分骨の証明に関すること。

オ 平和公園の一般墓地の返還に関すること。

カ 平和公園の一般墓地の焼骨の埋蔵、分骨及び改葬に関すること及び、合葬式樹木葬墓地の焼骨の埋蔵（粉状への加工も含む）、分骨に関すること。

キ 平和公園の一般墓地及び合葬式樹木葬墓地の募集に関すること（市営霊園墓地募集要領の策定に関するものを除く。）。

ク 一般墓地の管理料に関すること（賦課、督促、減免の決定の関するものを除く。）。

（使用許可を受けることができる者の資格）

第4条 一般墓地の使用許可を受けることができる者として、条例第6条ただし書により市長が特別の理由があると認める者は、同条第2号及び第3号並びに規則第2条第1号イ及びウに規定する要件を満たす単身赴任者等であり、かつ、その者の家族が1年以上本市に居住し、その者の生活の本拠地が本市にある者とする。

2 規則第2条第1号イにより市長が別に定める者は、千葉市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱（以下「パートナーシップ要綱」という。）によりパートナーシップを宣誓している者とする。

（公募）

第5条 条例第7条及び規則第3条の規定により公募する場合は、別に定める市営霊園墓地募集要領によるものとする。

（一般墓地又は合葬式墓地、合葬式樹木葬墓地の使用の申請）

第6条 一般墓地又は合葬式墓地、合葬式樹木葬墓地の使用の申請は、規則第7条に定めるほか、次によるものとする。

（1）規則第7条第2項及び第3項に掲げる書類については、次によるものとする。

ア 住民票は受付日以前3か月以内に発行されたもの、戸籍の全部事項証明書等は受付日以前6か月以内に発行されたものとする。

イ 誓約書

ウ 申立書

エ パートナーシップ要綱によりパートナーシップ宣誓を行った者
で、現にその関係が継続している者においては、同要綱に基づく
パートナーシップ宣誓証明書又はパートナーシップ宣誓証明カード

- (2) 前項の提出書類に不足があった場合には、別に定める日までに不足書類を提出しなければならないものとする。
- (3) 審査により使用許可を受けることができる者と認められたものは、指定管理者から送付された納入通知書（作成については、市長が行うものとする。）により墓地使用料を納入するものとする。なお、納入期限内に納入されない場合は、許可しないものとする。
- (4) 使用許可証の使用許可日は、墓地使用料の納入日とする。
- (5) 年度募集に係る申請数が募集数に満たなかった場合における当該募集後に行う申請は、規則第7条第2項又は第3項に掲げる書類を添付して行い、第3号に規定する方法により墓地使用料を納入するものとする。
- (6) 次に掲げる場合は、申請を受け付けないものとする。
 - ア 埋（火）葬許可証発行証明による申請である場合
 - イ 抽選後申請を取り下げた場合の当該年度内における再度の申請である場合
 - ウ 同一人による複数の申請である場合（合葬式墓地、合葬式樹木葬墓地に係る申請を除く。）
 - エ 同一焼骨による複数の申請である場合
(桜木霊堂の使用の申請)

第7条 桜木霊堂の使用の許可を受けようとする者が提出する規則第7条第4項に掲げる書類については、次によるものとする。

- (1) 住民票は、受付日以前3か月以内に発行されたものとする。
- (2) 誓約書
(許可証の書換え及び再交付)

第8条 一般墓地、合葬式墓地、桜木霊堂又は合葬式樹木葬墓地の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）から規則第9条又は第10条に規定する届出が提出されたときは、次によるものとする。

(1) 管理者は、書類等を審査し、支障ないものと認めた場合、許可証の書換え又は再交付するものとする。

(2) 許可証の裏面には、履歴事項（桜木霊堂にあっては収蔵及び改葬事項）を記載するものとする。

（使用者の地位の承継）

第9条 使用者の承継は、条例第20条に定めるほか、次によるものとする。

(1) 承継者として慣習により祖先の祭祀を主宰すべき者が承継する場合、原則として親族とし、他の者の同意があれば承継を認めるものとする。なお、権利を承継すべき者が慣習によっても明らかでないときは、家庭裁判所が定める者が承継するものとする。

(2) 次に掲げる場合は、承継を認めないものとする。ただし、管理者が特別な事情があると認める場合については、この限りでない。

ア 承継をして使用者となったものが、他の墓所の承継をする場合
イ 共有の承継又は分割承継をする場合

（改葬）

第10条 施行規則第2条の規定による埋葬若しくは埋蔵又は収蔵の事実の証明手続については、次によるものとする。

(1) 改葬の許可を受けようとする者は、改葬許可申請書に次に掲げる書類を添えて管理者に提出するものとする。

ア 一般墓地、合葬式墓地又は桜木霊堂の使用者にあっては、一般墓地、合葬式墓地又は桜木霊堂の使用許可証

イ 一般墓地、合葬式墓地又は桜木霊堂の使用者以外の者にあっては、一般墓地、合葬式墓地又は桜木霊堂の使用許可証及び使用者からの承諾書

(2) 管理者は、書類確認したうえで改葬許可申請書の証明欄に証明をするものとする。

（分骨の手続）

第11条 施行規則第5条に規定する分骨の手続については、次によるものとする。

(1) 焼骨の分骨を他の墓地又は納骨堂に埋蔵し、又はその収蔵を委託

しようとする者は、各証明交付申請書に次に掲げる書類を添えて管理者に提出するものとする（既に、合葬式墓地の合祀室及び合葬式樹木葬墓地に埋蔵されている焼骨は除く。）。

ア 一般墓地、合葬式墓地、合葬式樹木葬墓地又は桜木霊堂の使用者にあっては、一般墓地、合葬式墓地、合葬式樹木葬墓地又は桜木霊堂の使用許可証

イ 一般墓地、合葬式墓地、合葬式樹木葬墓地又は桜木霊堂の使用者以外にあっては、一般墓地、合葬式墓地、合葬式樹木葬墓地又は桜木霊堂の使用許可証及び使用者からの承諾書

(2) 管理者は、分骨及び書類確認した上で埋蔵・埋葬証明書又は収蔵証明書を交付するものとする。

(使用者の責務)

第12条 使用者は、規則に規定するほか、次のことを遵守するものとする。

(1) 一般墓地の使用者

ア 墓石に家名を表示する場合は、死亡者又は、使用者の家名とすること。なお、一般墓地の区画番号は、必ず見える位置に表示すること。改葬により従前に設置していた石等を移石する際には、竿石より高さが低く、線香立て、花立て等を設置しないこと。なお、その場合は一般墓地内工事施工届により承認を受けて設置すること。

イ 供物は、原則として持ち帰るか、管理者の指定した場所に廃棄すること。

ウ その他の事項については、管理者の指示に従うこと。

(2) 合葬式墓地及び合葬式樹木葬墓地の使用者

ア 焼骨の容器（骨壺）に骨箱、骨覆等の外装を付して埋蔵する場合の当該外装の基準は、規則第14条第1号及び第2号によること。

イ 献花台に生花及びこれに付随するもの以外は置かないこと。

ウ 参拝場所での読経等により他人に迷惑をかけないこと。

エ その他の事項については、管理者の指示に従うこと。

(3) 桜木霊堂の使用者

- ア 線香、献花等は正面の参拝場所で行い、特に供物については、原則として持ち帰ること。
- イ 堂内へ火気、可燃物を持ち込まないこと。
- ウ 堂内での読経等により他人に迷惑をかけないこと。
- エ その他の事項については、管理者の指示に従うこと。

(管理者の責務)

第13条 管理者は、市営霊園の施設等の良好な環境を保全するため、使用者に対し維持管理上必要な措置を指示し、改善させるとともに、管理運営に際し、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 管理者は、園内の巡回を行い防犯対策を図るとともに、園路、歩道等適切な管理を行い事故防止に努めるものとする。
- (2) 施行規則第3条の死亡者の縁故者がいない墳墓又は納骨堂（以下この号において「無縁墳墓等」という。）に埋葬し、又は埋蔵し、若しくは収蔵された死体（妊娠4月以上の死胎を含む。）又は焼骨の改葬については、随時調査を実施し、無縁墳墓等の改葬許可の申請手続を行うものとする。
- (3) 墓石又は設備の工事（次条において「工事」という。）が終了した際は、必ず現場を確認し検査を行うものとする。
- (4) 使用の許可を受けた後1年を経過しても墓石を建立しない使用者には文書等で指導するものとする。
- (5) 一般墓地、合葬式墓地及び桜木霊堂及び合葬式樹木葬墓地の適正な維持管理を行うため、必要に応じて住所調査等、使用者の現況把握に努めるとともに、指導を行うものとする。
- (6) 園内での石材業者等の営業活動に対し、注意及び指導を行うものとする。

(工事)

第14条 工事については、次によるものとする。

- (1) 一般墓地内工事行届は、必要書類を添えて、原則として工事の前日までに管理事務所に提出し、その承認を受けること。
- (2) 工事期間は、原則1か月以内とすること。ただし、期間内に工事

が完了しない場合は、管理事務所に届け出て管理者の指示に従うものとする。

- (3) 工事時間は、午前8時30分から午後4時45分までとすること。
- (4) 工事が完了した場合は、完了検査を受けること。検査の結果、条例又は規則の規定に違反している場合は、管理者の指示に従い、速やかに改修工事等を行うものとする。
- (5) 工事期間中の作業及び清掃については、次によるものとする。
 - ア 作業中、隣接墓地を使用しないこと。
 - イ 隣接墓地に工事機材等を立てかけないこと。
 - ウ 工事終了後、その都度周辺を清掃すること。
 - エ 土砂、墓石等の工事資材の置き場の使用については、管理者の承認を受け、その指示に従うこと。

(財務書類の備置)

第15条 法第15条、施行規則第7条第2項の規定により、管理者が備える財務に関する書類については、次のとおりとする。

- (1) 市営霊園に係る公有財産台帳（桜木霊園・平和公園にあつては、市から貸与されている備品の一覧表。）
- (2) 市営霊園に係る霊園事業特別会計予算書及び決算書（桜木霊園・平和公園にあつてはその写し。）
- (3) 桜木霊園・平和公園にあつては、指定管理者による平和公園の管理運営に係る業務に関する貸借対照表、損益計算書及び事業報告書その他の財務に関する書類

(様式)

第16条 証明書及び誓約書の様式については、次によるものとする。

- (1) 証明書の様式については、様式第1号から様式第8号までによる。
- (2) 誓約書の様式については、様式第9号から様式第12号までによる。
- (3) 規則第7条第3項に定める同意書の様式については、様式第13号から様式第15号までによる。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。